

令和3年度 第6回自治基本条例(仮称)策定専門部会議事録

日時:令和3年11月1日(月)

午後6時から午後9時

場所:役場4階委員会室

1 開会

・出席者

部 会 員:源津 憲昭、京屋 愛子、井口 真幸、板東 康治、森部 富士樹、
佐々木 良栄、村上 真美

※敬称略 計7名

役場職員:佐藤 誉修、田之岡 輝和、藤原 元貴、高島 真由美、荒明 慎久、國本 完、
鈴木 高悠、西森 理恵、才川 育世、佐藤 衡一、高橋 正人

※所属及び敬称略 計11名

事 務 局:まちづくり推進課 新村課長、安藤係長、宮崎主事

2 挨拶

3 全体会議

(1)中間報告案の意見交換

①第4章「住民投票」の再確認について

(起草チーム)

- ・前回の部会において意見交換を行った「住民投票」の論点について整理しました。
- ・第4章では、「住民投票」と「住民投票の請求等」という項目を設定しました。「住民投票の請求等」では、議会の議員及び町長の選挙権を有する住民が住民投票条例を請求することができる条件を数字で記載しています。これは地方自治法における住民投票の項目と同じ数字を入れ込んであります。
- ・住民投票については以上になります。

②第5章「町民」について

(起草チーム)

- ・第5章「町民」の論点について説明します。
- ・論点1 「町民」の章を設けるかについて、「設ける」とする回答は16で、設ける方向で話を進めていきます。
- ・論点2 「町民の権利」をどこまで規定するかについては、4項まで記載しており、仮置きをしています。
- ・提出のあった意見の中にも、権利と役割のバランスが重要であるという意見がありました。事務局とも相談しましたが、権利を必要最小限で規定するならば役割も必要最低限で規定するべきであり、またその逆もしっかりと考えております。行政サービスを受ける権利に対して、行政サービスを受けるために、応分の負担を負うものとする役割を設定するなど、対になることも意識しています。
- ・当初、事務局案は第6項までありましたが、1～4項と重複する内容だったので2項を削除しました。町民の権利をどこまで規定するかについては、詳細まで規定するのか、それともざっくりと規定するのかという点について考えていただきたいと思いますが、第3項の「町政に参加する権利を有します」で、全てを網羅しているのではないかと考えています。
- ・皆さんの意見の中には、何を規定してもよいが、「法に基づいて」といった趣旨の規定があれば良いと思う、といったご意見もあり、とても難航したところでございます。
- ・論点3-4「参加又は不参加を理由とした不利益」を規定するかしらないかについては、規定しなくてもよいのではないかと意見が大多数を占めました。「町民は、町政の参加又は不参加を理由とした不利

益な扱いを受けない権利を有します」という記載を入れた案も作成しています。

・考えられる不利益はないという意見もありますが、町税を納めなければ町営住宅に入居できないというケースは、どのような扱いになるのかご教示いただけますでしょうか。

(職員A)

・町営住宅の管理を直接担当はしていないので、あくまで恐らくという話になりますが、入居の申請の際、もしくは、入居が決定する段階になったら、滞納がないことの証明の提出を求められるのではなかったかと思えます。

(起草チーム)

・税の滞納は町政への不参加とはとらえないということでしょうか。

(職員B)

・公営住宅の入居等は、自分が受けようとしているサービスであって、税金を納めてない人と納めている人が同じサービスを受けるということは不平等になります。町政の参加・不参加に対しての不利益というところで、税金を納めているか納めていないかということは同じ土俵には上がらないと解釈しています。

(起草チーム)

・それでは、この項目は削りたいと思います。

・続いて、「町民の役割」についてです。

・条文へは、「自治の重要性を認識する」、「総合的視点」、「自ら有する技術、能力等をまちづくりに還元する」の項目は入れていません。

・また、「権利の乱用をしない」については、「町民の役割」の項目で整理していましたが、「町民の権利」の項の最後に記載する方法もあると思っています。

・本項のタイトルを「町民の役割」とするか「町民の責務」とするかという論点については、「責任」という言葉に対して、大多数の方が重いというイメージを持っていることから、よりやわらかいイメージの「役割」を用いています。

・負担を求めるのであれば「責務」を用いるべきという意見をいただいておりますが、条文案の内容に関しては軽くしております。

・町民の基本姿勢に関しましては、自治基本条例と町民憲章の対象範囲が違うという前提で議論を進めているため、基本姿勢で町民憲章の内容を反映するという事は難しいと考えています。

・また、基本姿勢を盛り込まない場合と盛り込む場合とで、条文内容の差別化が出来ないため、盛り込む意味がありませんと考えています。

・「総則」の「基本理念」の項目で、「町民憲章の精神を尊重する」と仮置きしているので、ここでは規定しなくても良いと思っています。

・「子供の権利」については、僅差で規定するという回答が多かったです。

・「子供の権利」の項目だけ、子供が読んだときに分かりやすいように、「子供」、「大人」という表現を使用しています。

・私個人的としても、「子供の権利」は1番大事と考えています。上川教育局の児童相談所関係で少し勉強したときに、悲しい事件事故がある中、保護者または大人が自分の権利を盾に子供の権利をないがしろにするような案件が多々あると聞きました。児童相談所の職員からも、このような「子供の権利」があれば、さらに深く介入することができるという話を聞いたことから、子供の権利を規定しております。

・「子供の権利」の項目だけ、「子供」や「大人」という表現を使用しているのもっと詳しく記載したほうが良いという意見もあるかと思えますので、お聞かせいただきたいと思えます。

(職員C)

・第1章の「総則」の定義のところ、「子供」という言葉を定義するのはいかがでしょうか。

(起草チーム)

・第1章「総則」のほうで「子供」について定義するという意見をいただきましたので、最後のまとめや振り返りのタイミングで改めて議論していきたいと思えます。

・続いて、「事業者の役割」です。仮置き案は、とても短くしました。しかし、「地域社会」という言葉が3回

も出てきてしまうので、別の表現方法について妙案がありましたらご教示願います。

・事業者については、「町民」として既に規定しているので、「町民の役割」の中でさらに役割を明確化するべきというご意見がありました。

・また、皆さんからの意見では、「住みよい地域社会の実現に寄与するよう努める」、「自治の推進に寄与するよう努める」「地域社会の発展のために寄与するよう努める」という表現の提案がありました。「住みよい地域社会の・・・」は、「総則」の「基本理念」で「住みよいまちの実現」と定義しており、既存の条例でも使われている表現です。自治基本条例の目的は自治の推進であるため、事業者が主語となる本項目ではなかなかちょっと納得のいく文脈にならず、仮置き案の策定に難航しました。

・事業者については経済活動を行いながら、可能な範囲でまちづくりに関わることが健全だと考えますので、一生懸命事業を行って、利益を上げることが地域社会の発展のために寄与していると考え、住みよい地域社会や自治の実現に繋がっていくというストーリー立てとなっています。

・起草チームからは以上です。

(事務局)

・全体を通して、意見等はありますでしょうか。

(委員A)

・住民投票の件について、私は「常設型」の条例を支持していますが、部会として「個別設置型」でいくなら、反論に耐えられる。客観的な根拠を示してください。

・「個別設置型」という設定の根拠や理由が、自治の基本原則ということと、住民投票の目的ということと、世の中の動向という3つのポイントで成り立っていないと思います。議会や町長のことも記載がありますが、そこは省いて、住民の直接請求に絞って、私の考えていることをお聞きください。

・1点目の自治の基本原則の件は、資料1の比較表で「濫用」というキーワードが並んでいます。確かにこれは、戦後の古い法律の裏にある隠された意図ですが、自治基本条例の町民主体の原則を考える上では、反する考え方になると思います。個別型のメリットに、制度の濫用を抑制することができるとありますが、その一つ上に、議会の議決が必要であることが書かれており、この二つを合わせますと、濫用する人が住民であり、抑制する人が議会であるという内容になります。議員が住民の請求内容をチェックするという構図を認めているということになります。加えて、常設型のデメリットは、制度の濫用につながる可能性があるされており、議会あるいは行政が住民をそのように警戒していると受け取れます。なので、濫用の意味を定義しないまま、そして自治基本条例の町民主体の原則に反する形で住民投票の答えを導く決定打が濫用となっており、キーワードとして私は問題だと思えます。

・二つ目は、この住民投票の目的についてです。仮に濫用があるとして、自治基本条例における住民投票の目的が、民意の把握なので、濫用という概念に頼らない導き方をしないとイケないと思います。美瑛町の直接請求に要する署名数は、「個別設置型」では170人、「常設型」は(有権者の)5分の1と仮定すると、1700人となります。「個別設置型」については、町民にとって170人の署名は、集めやすいと思いますが、町民が条例案を作るのはとても難しいです。また、全国的にほとんどのケースで議会において否決されているという現実があります。これはいわゆる濫用の防止という名のもとで、議会が民意を抑制しているという構図になっています。したがって、「個別設置型」のデメリットの「条例が制定され、実施されるかは不確実」とありますが、正しくは実施されない可能性が高いと書換えないとイケません。

・次に、「常設型」については、町民にとって1700人の署名は集めることが困難ですが、集めたら住民投票を実施できることとなります。投票率60%とすると、大体投票数が5100票になり、過半数は2550票です。直接請求の集めた1700と比べると、これが濫用かと。かなり民意が出てきているととらえる数字だと思います。この5分の1をいろいろ調整することによって、民意が見えるように設計できるというメリットがあります。したがってメリットにこの内容を書き加えるべきです。

・常設型のデメリットに「制度の濫用につながる可能性がある」とありますが、私は削除すべきだと思います。また、「十分な議論を経ずに実施してしまう恐れがある」についても、議会と行政が十分な議論と説明責任を果たさないという本質の問題があり、だから民意として直接請求の動きが出てきています。よって、メリットデメリットのところに書くような内容ではなく、濫用でもありません。

・以上、指摘したところを踏まえて、資料1を修正したとすると、削除が2か所、書換えが1か所、書き加えが1か所となり、「常設型」は町民主体の原則を尊重した、民意が見えるように設計できる制度だということになります。

・3点目は、「常設型の制度の濫用を回避できるまでには、美瑛町民の自治に関する意識は成熟していない」との意見を引き合いに出した文章がありますが、次の文脈で、現時点では個別設置型を採用し、将来的に理想とする常設型に移行していくとして、簡単に導いています。私は、この結論は間違っていると思います。美瑛町民の自治の意識の成熟、制度の濫用については、主観の物差しによるものであって、客観的じゃないから削除すべきです。その上で、美瑛町で成熟してないものを探したいということであれば、行政も議会も含んだ全体で見ないといけないと思います。住民だけが成熟してないという表現になっています。

・自治基本条例のある市町村のうち、20%は「常設型」ですが、最近出来た自治基本条例を見ていくと割合が増えていっています。2019年までの10年間で見ると、22%です。5年間だと、32%になります。直近3年間で見ると、48%は「常設型」になる。つまり、自治基本条例をめぐる世の中の流れは、濫用を防止するという考え方を卒業しています。

・署名数の要件を変えて、客観的に民意が判別でき、町民主体の理想に近い形式として世の中は「常設型」を見ていると考えています。

・今日の案で中間報告案にするのではなく、自治の基本原則に合っている、民意を確認する制度として、そして、世の中の動きの3つで検証していくべきだと思っています。人の意見の多い少ないで決定してしまうと、別の人に聞いたらまた別の答えになるから、定まりません。なので、これらの課題検討を住民投票に関しては別の場でやっぱりきっちり議論していただきたいと要望します。

・課題の1つ目は、「個別設置型」が論破されないように、今1度しっかり根拠づけを行わないといけない。2つ目は、「常設型」が理想としつつ、将来的に移行するとしていますが、これはどういう根拠になるのかしっかり整理しなければならないと思います。

(起草チーム)

・私個人としては「常設型」を選んでいましたが、将来を鑑みて「個別設置型」ということで起草チーム案を出しました。その大きな理由の一つは、あらかじめ制度の仕組み、要件等を定めた住民投票条例が制定されていないという点です。この要素がない「常設型」を採用し、自治基本条例の策定を進めていくことにはならないと考えたことをご理解いただきたいと思います。

(委員B)

・私も当初、「常設型」を支持していましたが、「個別設置型」へ考えを変えました。今、委員Aからお話のあったメリットデメリットに関して、追加をさせていただくと、「個別設置型」のメリットは将来起きうる住民投票の案件に対して柔軟に条例をつくることできることだと思います。「常設型」にしてしまうと過去のをベースにつくるということになってしまうので、どうしても将来起こりうる不測の住民投票案件に対して、カバーできるのかという点が気にかかってしまいます。加えて、個人的な意見になりますが、住民投票は町民参加の最後の砦であり、究極の町民参加になってくると思います。住民投票を実施することは、住民にとっていい結果になるばかりではなく、住民の意見を2分するケースが非常に多いと思います。例えば、大阪府の都構想や、海外でいえばリースのブリッジ等がいろいろ議論されていますが、それは住民投票まで行く前に、議会や、あるいは違う形の町民参加を重ねることによって、解決されるほうが望ましいと思います。住民投票まで至ってしまうと、白黒を決めるっていうのは非常にリスクがあると思います。住民は、地域社会に暮らしているということに対しては、居心地の悪さが出てきてしまうので、本当は代表として選ばれた議員が、住民の意見を十分把握し、また住民は、議員へ意見を届け、それで議論が尽くされて決定されるほうが望ましいと考えます。住民投票があることは意味があると思いますが、住民投票に至る前にやるべき努力は必要であると考えるので、「常設型」よりも「個別設置型」のほうが良いと考えています。

(職員D)

・住民投票が行われる際、対象となる人に町民の子供が含まれるときもあると思いますし、事業者が美

瑛町について考えるという機会も出てくると思います。それぞれのケースで、必要な方のご意見を聞ける機会であり最終手段であるということを考えると、「常設型」で決定してしまうとかえって町民の不利益になるのではないかと思います。

・決して行政が逃げ腰であるとか、濫用を防ぐためとかではなく、十分な議論を行う時間が住民投票を行う際に必要になってくると思うので、スピード感よりも十分な審議を行いたいという点では「個別設置型」に賛成したいと思います。

(事務局)

・はい。それではですね、今のご意見が出た中では、「個別設置型」を支持する意見が多かったかと思いますが、この部分、もう少し時間かけて、ある程度合意形成が図れるような形へ整理をしたいなと思います。

・今回の案については、あくまで仮置きのものであるので、今後、全体を積み上げたときに、当然不都合な点等が出てくると思いますし、全体的な条例のバランス等も最終的には見ていく必要があると思います。この後も、様々な章との関連性も出てくると思いますので、もう少し時間をかけて整理をしていきたいというふうに思います。

(職員E)

・「町民の権利」については、4ページの④にある遠軽町の自然環境の保護のような、その町ならではの取組が自治基本条例に書かれているケースがあることから、今の私たちがつくり、将来の子供たちに残していける自治基本条例であれば、ジオパークやSDGs等の項目の掲載も検討してもらいたいなと思います。確かに、町政へ参加する権利に含まれてしまう項目かもしれませんが、子供の権利をあえて設定した起草チームならば、このような項目についても、もう一度検討していただけないかと思っています。

(起草チーム)

・今ご意見いただいた町民の権利については、やわらかい条例とするのであれば、このような項目も入れたほうが分かりやすいかもしれないという考えはありますが、一方で、条文は短く、簡素化するべきであるとも考えていたので、もう少し検討させていただきたいと思います。

(委員C)

・共有ビジョンの中でも自然環境等について扱っていますので、ジオパークや景観保護等のような観点の項目があっても良いと思いました。

(職員F)

・先ほど「子供の権利」について、満18歳未満の青少年及び子供と「総則」で定義してはという意見がありました。子供の定義を満18歳未満とするのか20歳とするのか、社会に出るまでが子供なのか、その人によって守ってあげなければならない年齢が違うのではないかと思います。

・例えば、30、40代の方だと、子供、大人の定義ではなくていいのかもしれませんが、18歳、20歳という年のくくりは難しいのではないかと思います。起草チームの話のとおり、児童相談所のケースや就労継続支援事業所に通っている方等、自分の意思はあるのに、環境等が理由でやりたいことが思うようにできない方々もいる中で、18歳、19歳ならば権利を主張できるというわけではないので、少しグレーでも良いのではないかと思います。

・子供の定義がされないまま議論が進むことが不自然であるという意見も大変理解でき、文脈的には定義されたほうが良いと思いますが、あえて定義しないというのも良いのではないかと思います。

(職員G)

・私から「満18歳未満」の定義について提案させていただきましたが、具体的に何歳にするかという点は部会の中で議論できれば良いと思っていました。子供とは何を指すのかということを明確にさせたいという思いがあり、提案させていただきました。

(委員D)

・国の子供に関係する団体や組織の中で、子供についてどのように定義しているのか調べて、取り入れる方法もあると思います。

(事務局)

・子供の定義については、事務局段階でも、明確に定義をするか、あえて定義しないかという話し合いになりました。条例上、本当はきちんと定義するべきと思いますが、あえて定義をしないとして現段階では選択させていただきました。先ほどの提案のとおり、国の制度等からも「子供の制度」に関する部分を参考にしていきたいと考えています。

(起草チーム)

・「子供の定義」については、国連で子供の権利条約を定めているので、こちらも参考として、もう一度検討してみたいと思います。

・年齢(数字)で表記する方法もあると思いますし、一括りにするとぼやけてしまうという指摘もあるかもしれませんが、心に入りやすい言葉で表現することが良いと考えています。

(職員H)

・前回の会議でも話題になりましたが、「町民」をどのように定義するかについて、今後どのようなタイミングで議論する機会が出てくるのか、予定等があればお聞かせください。

(事務局)

・本日のテーマの「町民」も、次回のテーマである「協働・コミュニティ」でも「町民」の定義と大きく関わっていますので、どの段階で議論するのが良いのか検討していましたが、全体を終えた段階で、「町民」はもちろん、その他の用語の定義について整理した方が良いと考えています。途中で定義等を再確認することも手法の一つであると思いますが、手戻りしないといけない場合もあると思いますので、全て積み上げた段階で、用語の定義を行った方が良いと考えています。

(起草チーム)

・町民の定義については、美瑛高校の生徒を町民として定義するのか、町外から町内に働きに来ている人を町民として定義するのか、議論があると思いますが、起草チームとしては、この自治基本条例の基本の中に、多くの町民を巻き込むというコンセプトがとても強いと感じています。そこで、美瑛町の土を踏んでいるかいないかが大切だと思っており、例えば東京美瑛会の方からはご意見はいただきたいと思いますが、選挙権がないということもあり、そこが町民として定義するかしないかの線引きかと思っています。

・また、曖昧に定義することで、どちらにもとれる表現とすることも必要かと思っています。今後も皆さんから意見をいただき、町民の定義を検討していきたいと思っています。

(2)勉強会

(事務局)

・それでは、第6章「協働・コミュニティ」について説明させていただきます。

・今回は、「協働」と「コミュニティ」の2つの項目について検討していきたいと思っています。

・最初に、「協働」の部分についての説明になります。

・第1章の「総則」の部分で、すでに「協働」についてはできており、「町民、議会及び町は、協働して地域社会の課題解決を推進します。」として仮置きしています。

・まず、自治基本条例における協働について考えていきたいと思っています。

・「地域社会」は、町民による自治の領域を表しております。

・行政と議会が担う「町政」の領域は、町民に信託されている領域ということになります。

・町民と行政と議会とのあいだには、「まちづくりへの参加・支援協力・要望聴取・陳情・地域課題の解決」など、相互に様々な関係性があります。その中で、行政区活動や町内会活動、NPO法人やボランティア団体など、地域の課題解決などを目的とした団体活動が、主に協働の領域というふうに言われています。

・この協働の領域は、地域社会の部分だけを支えるものではなく、町政の領域の一部も支えるものとなっております。

・次に、新しい公共と協働についての説明になります。

・昔からのまちの協働の形としては、行政と町内会が双方で公共サービスを支える形となっていました。

- ・しかし、行政側の方は、財政的負担が大きくなる。町内会側は、高齢化等によって担い手が不足するという状況になり、公共サービスを保つのが難しくなってきました。
- ・そこで協働という概念が注目されてきました。まちづくりは、行政だけではなく、行政区や町内会等の地縁によるコミュニティや、NPOやボランティア団体など、共通の目的をもった組織、そして、個人や民間事業者も担い手であるという考え方から、みんなが協働していく。これが、協働のまちづくりの基本となります。
- ・古い公共とは、行政が一元的に判断して、公益性を実現することをいいます。
- ・それに対して、新しい公共は、行政、企業、地域活動団体等が対等な立場で、多様な価値観に基づき、まちづくりの企画・サービスの提供をすることをいいます。
- ・自治基本条例の条文を検討するに当たっては、「協働」の項目を明記するか、協働の目的をどのように設定するかが論点となってきます。これについては、最後にまた説明します。
- ・次に、2つ目の項目となる「コミュニティ」についての説明になります。
- ・コミュニティが自治を担うという観点から、コミュニティを条文に入れる自治体が多くなっています。
- ・地域コミュニティの定義ですが、①地域性と共同体感情を基盤とするつながり、②地域の組織・活動、というふうに表示されますが、憲法や法律から順を追って確認していきたいと思います。
- ・これまでの部会でも、何度か確認してきましたが、憲法92条では、地方公共団体の運営は「地方自治の本旨」に基づくこととされています。
- ・地方自治法においても、地方自治の本旨に基づいて、①民主的で能率的な行政の確保と、②まちの健全な発達を保障する、とされておりまして、様々な規定事項や法律にも「地方自治の本旨」が関連していることとなります。
- ・憲法、法律に規定される、この地方自治の本旨とは、法律をもってしても侵害できない「地方自治の核心部分」と言われています。具体的にこの核心部分とは、住民自治と団体自治の2つの要素からなると言われています。
- ・要するに、地方自治の本旨とは、地方自治体の、住民自治と団体自治の2つの意味における地方の自治を確立することとされています。
- ・住民自治と団体自治とは何なのかを簡単に説明します。
- ・住民自治は、地方の自治は、その地域社会の住民の意思によって行われるべきという考え方です。
- ・要するに、まちの住民が、まちづくりや町の政策決定に参加するという意味で、これまで部会でも話し合ってきた、町民参加のことを指しています。
- ・一方で、団体自治については、国から独立した、地域社会自らの団体によって、まちづくりが行われるべきという考え方になります。
- ・要するに、地方自治体(行政)や議会など、国から独立した団体にまちづくりが委ねられて、その団体自らの意思と責任のもとでまちづくりを進めるべきという考え方になります。つまり、地方分権のことを指しているという風に言えます。
- ・地方自治を構成している、住民自治と団体自治には、それぞれ基礎単位となる団体や組織が存在しています。
- ・住民自治では、行政区や町内会、協議会、NPO、ボランティア団体などが該当します。
- ・団体自治では、地方自治体(行政)と議会などが該当します。
- ・これらを構成する基礎単位のことを、今回のテーマとなる「地域コミュニティ」と言います。
- ・ここからは、コミュニティの歴史の話になりますが、戦後の日本では、地域コミュニティである、町内会・自治会によって、地域住民の福祉・防犯・防災など生活全般に関係する、あらゆる互助のサービスが、展開されてきました。町内会・自治会は、町の行政事務を代行するという側面も少なからずありまして、行政側も、地域コミュニティの代表として、町内会・自治会を通じた住民サービスを提供してきたところからです。
- ・その後、高度経済成長の時代を迎えまして、通勤するサラリーマン世帯の増加や、地域と疎遠となる人が増えた結果、これまでの町内会・自治会が衰退していくこととなります。

- ・一方で、住民の生活スタイルが多様化した結果、テーマコミュニティという活動が求められるようになりました。
- ・テーマコミュニティがどんな組織かというと、地域の中で、共通の目的や共通のミッションを持って活動する組織や、非営利活動で自主的な組織、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする組織などをテーマコミュニティといいます。
- ・要するに、地域課題の解決を目的として集まった組織・活動のことをテーマコミュニティと言います。
- ・テーマコミュニティの目的となる地域課題については様々であり、教育・環境・福祉・治安・起業など様々なテーマをもとに、NPO法人やボランティア団体などが組織されています。
- ・特定の目的やミッションで集まったテーマコミュニティは、まちづくりには欠くことのできない存在でありまして、自治基本条例においても、テーマコミュニティを守り育てることが重要だとされています。
- ・これらの組織は、公共サービスの多様化や、効率化を進めるための担い手の一翼であるとされています。
- ・このように、NPOやボランティア団体に対する期待が高まる中で、行政区や町内会の意義が軽んじられるような傾向もあります。
- ・しかし、地域の意思を反映して、まちづくりを多様に支えることができる、地域コミュニティの役割をしっかり町民が認識して、まちづくりの主体として守り育てることも重要であることを、改めて認識しなければいけないと思います。
- ・地域コミュニティには、町民の積極的な参加が期待される場所でもあります。
- ・美瑛町のまちづくりにおける町内の関連団体を並べてみました。昨年の専門部会で提示した資料からの抜粋となりますが、役場が事務局を担っている団体など、比較的大きな規模の団体を掲載しています。
- ・これ以外にも、数人単位で活動している町内のテーマコミュニティといわれる組織・団体は数多くあると考えられます。
- ・次に、先例条例の条文比較ということで、他の自治体で「協働」と「コミュニティ」をどのように規定しているのかを比較してみたいと思います。
- ・「協働」については、あえて規定していない自治体も多くあり、ニセコ町や下川町、白老町、余市町などでは、協働の規定はありません。
- ・一方で、これまで部会の中でもベースとして見てきた八雲町や美幌町、新潟県上越市や東京都武蔵野市などでは協働の規定を設けています。
- ・条文の内容は、どの団体も簡潔なものが多く、①何を目的に協働をするのか、②町民の協働活動について行政や議会がどう関わるか、の2点を明記している自治体が多くなっております。
- ・次に、「コミュニティ」の規定についてですが、コミュニティについては、ほとんどの団体で規定しています。
- ・自治体によっては、コミュニティという言葉で、「地域共同体や地区市民協議会、集落、集まった組織」などという言葉を用いて表現している団体もありますが、近年では「コミュニティ」という言葉を使う自治体が多くなっております。
- ・コミュニティをどのように定義していくかについても、八雲町と美幌町をベースに見ていきたいと思っております。
- ・この2町の定義方法は、まったく同じで、4つの項目でコミュニティを定義しています。①「コミュニティ」という言葉自体が何なのかを定義する、②コミュニティの役割は何なのかを定義する、③町民とコミュニティとの関係性を定義する、④行政とコミュニティとの関係性を定義する、という4つの流れになっています。
- ・一方で、ニセコ町や余市町など、他の地域では、①コミュニティの言葉の定義と、②コミュニティの役割の説明、の2点にとどめているところや、「コミュニティを守り育てていくこと」の重要性のみを明記する自治体もあります。
- ・コミュニティの定義の方法については、自治体によって、本当に様々であり、どこまで規定するのが、

部会での論点となってくると考えております。

- ・その他に、北見市では、自治区の設置や連携について規定しておりますが、これは、北見市の隣の、常呂、端野、留辺蘂との合併により設けられた規定になります。
- ・同様に新潟県上越市でも、複数の自治体との合併を経ていることもあり、地域自治区の規定を盛り込んでおります。
- ・むかわ町については、美幌、八雲と同様の構成となっております。
- ・石狩市では、地域コミュニティを1つの条文で簡潔に表現しております。
- ・最後に、美瑛町の今の条例や規則の中で、協働やコミュニティに関連するものを押さえておきたいと思っております。
- ・まず、住み良いまち美瑛をみんなで作る条例の中に、町民公益活動という章があります。この章では、行政側から見て、町民の公益活動を推進したり、町民の公益活動を支援したりするような規定になっており、町民と行政がお互いに推進するという協働の視点での表現にはなっていません。
- ・あくまで行政側からの視点で条文が作られています。
- ・また、町民公益活動とは何なのかを定義する項目も、特に定められておりません。
- ・また、地域コミュニティの中で出てくる、行政区や町内会については、美瑛町の場合、美瑛町行政区規則によって定められております。この規則の中では、行政区・町内会の設置規定と、町が行政区・町内会に対して、交付金を交付することができる規定のみ示されております。
- ・以上が、「協働」「コミュニティ」の説明となりますが、今回の宿題となる論点については、次の8つとなります。
- ・まず、論点1「協働」の章を設けるか、ということで、自治体によっては「協働」の章を設けていないところも多くありますので、論点とさせていただきます。
- ・「総則」の章の仮置き案で、「協働」の基本原則を規定していますので、あえて規定する必要は無いという意見もあると思っておりますが、あらためて「協働」とは何かを意識させるために規定すべきという意見も出てくると思います。
- ・論点1-2は、「協働」の目的は、「まちの課題の解決」のためと規定するかどうかになります。
- ・「総則」の仮置き案では、協働の目的を「地域社会の課題解決」と規定していますので、論点としては、「まちの課題解決」を協働の目的とするかどうかになりますが、まちによっては、「相互理解や信頼関係の構築のため」「まちづくりの推進のため」など、という表現で、協働の目的を設定しているところもあるため、協働の目的の確認をすることを論点としました。
- ・論点2「コミュニティ」の章を設けるかどうかになります。コミュニティの章は、ほとんどの団体で規定されておりまして、まちづくりの担い手として、「地域コミュニティ」や「テーマコミュニティ」の活動が、これからも重要になってくると思われそうですが、確認の意味で論点とさせていただきます。
- ・論点2-2は、「コミュニティ」という言葉は何を意味しているのか、どこまでの範囲のことを意味するのか、ということ、定義するかどうかの論点になります。
- ・論点2-3は、「コミュニティ」が果たすべき役割をどこまで規定するかになります。これは、自治体によって表現方法が様々であるため、いいなあと思う自治体の条文を選択してもらおうと思っております。
- ・別添資料で、道内の自治基本条例の、「コミュニティ」の部分のみを抜粋した資料がありますので、その中から、いいなあと思う自治体を選んでいただければと思います。今回のプレゼン資料の自治体から選んでいただいても構いません。
- ・論点2-4と2-5については、美幌町と八雲町の条例をベースに考えていただきたいと思っております。
- ・NPO法人やボランティア団体、任意組織などの「コミュニティ」と、「町民」、「コミュニティ」と「行政」の、それぞれの関係性について規定するかどうかの判断をお願いしたいと思います。
- ・あえて、そこまで規定しない、という選択肢もあるかと思っておりますし、詳しくコミュニティを説明するためには規定すべきという判断もあるかと思っております。
- ・最後に、論点3で、「協働」と「コミュニティ」以外の言葉を規定するかどうかを論点としました。
- ・新潟県上越市では、「多文化共生」や「人材育成」などの規定をこの章で設けていることもあるので、他

の自治体を参考にいただきながら、協働・コミュニティ以外の規定の必要性について検討していただきたいと思います。

4 チーム会議

- ・町民意見交換会について、部会員のみで協議を行った。
- ・詳細については、別添資料のとおり。

5 閉会